

第1章 環境にやさしいまちをつくる

第1項 環境基本条例と環境基本計画

1 練馬区環境基本条例（平成18年6月制定）

(1) 目的

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献する。

(2) 基本理念

ア 良好な環境を次世代に引き継ぐ

イ 環境への負荷が少ない持続可能な社会を築く

ウ 事業活動と日常生活全般において積極的に環境保全を進める

(3) 環境基本計画

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定める。また、施策の策定や施設の建設などに際して、環境に配慮していく。

(4) 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習や環境保全への意識啓発の推進に努める。また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができる。

(5) 環境に関する情報の公表

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成し、結果を公表する。また、環境に関する情報を区民や事業者提供する。

(6) 練馬区環境審議会の設置

「区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織」として、設置する。

（開催状況）

委員の任期は2年で、現在、公募区民5名、区民団体推薦4名、事業者団体推薦4名、学識経験者2名、教育関係者2名、関係行政機関職員1名の計18名の委員で構成しています。

令和4年度は3回開催し、練馬区環境基本計画2020の進捗状況評価結果および新たな環境基本計画の策定について審議しました。

2 練馬区環境基本計画2020（令和2年3月策定）

(1) 策定の位置付け

環境基本条例に基づき、区の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定しています。区の総合計画である第2次ビジョンの環境分野の施策を体系化するものとして、令和2年3月に策定しました。

地球温暖化対策推進法の「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付けています。

(2) 計画期間

令和2年度から令和11年度まで

(3) 望ましい環境像と目標、施策

「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を望ましい環境像として定め、その実現に向け、「みどり」「エネルギー」「清掃・リサイクル」「地域環境」の4分野それぞれに目標を設定しています。

■みどり

目標 練馬のみどりを未来へつなぐ

方針1 みどりのネットワークの形成

- ① みどりのネットワークの拠点となる大規模な公園づくり
- ② 暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくりと良好な管理
- ③ みどりのネットワークの軸となる幹線道路の整備や河川改修、駅周辺・公共施設におけるみどりの空間づくり
- ④ 樹林地や樹木の保全と管理
- ⑤ 地域ぐるみでの緑化の推進とみどり豊かな開発の促進
- ⑥ 都市農地の保全

方針2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

- ① 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充
- ② 公園や憩いの森の区民管理の拡充
- ③ みどりを守り育てる人材や団体の育成、区民による取組の支援
- ④ みどりを育む基金を活用したみどりと積極的に関わる機会の拡充

■エネルギー

目標 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

方針1 災害時のエネルギーセキュリティの確保

- ① 避難拠点での電気自動車等の活用
- ② 避難拠点への太陽光発電設備の導入

方針2 効率的で低炭素なエネルギーの確保

- ① 再生可能エネルギーの利用促進
- ② 省エネルギーへの取組
- ③ 地域コジェネレーションの構築
- ④ 区民・事業者と連携した温室効果ガス排出量削減の取組
- ⑤ 防災・環境・まちづくりとの連携
- ⑥ 清掃工場の活用
- ⑦ 地域活動を担う人材の育成

■清掃・リサイクル

目標 みどりあふれる循環型都市をめざして

方針1 ごみの発生抑制・再使用の促進

- ① プラスチック使用の削減
- ② 食品ロスの削減
- ③ 生ごみの発生抑制・資源化
- ④ 再使用の促進

- 方針 2 多様な資源循環の推進
 - ① 区民・事業者が進める資源回収の促進
 - ② 区が進める資源回収の推進

- 方針 3 適正処理の推進
 - ① 排出ルール徹底、事業者の自己処理責任の徹底
 - ② 資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分

- 方針 4 協働の取組の推進・環境学習の充実
 - ① 3Rに取り組む区民・団体・事業者の活動支援
 - ② 3Rに関する普及啓発や環境学習の充実

■ 地域環境

目標 快適な地域環境をつくる

- 方針 1 良好な交通環境の整備
 - ① 環境に配慮した都市計画道路の整備
 - ② 西武新宿線の立体化
 - ③ 大江戸線の延伸
 - ④ みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進
 - ⑤ 自転車利用環境の整備

- 方針 2 良好な生活環境の保全
 - ① 公害発生の防止や空き家対策など生活環境の保全
 - ② 環境に配慮したまちづくりの推進
 - ③ 環境にやさしい住まいづくりの促進

- 方針 3 気候変動への対応
 - ① 雨水流出抑制対策の推進
 - ② 暑熱環境対策の推進

- 方針 4 協働の取組の推進・環境学習の充実
 - ① 環境保全活動を行う区民・団体との連携、支援
 - ② 地域活動を担う人材の育成
 - ③ 環境学習、環境教育の推進

(4) 進捗管理

計画では4分野の目標に対して12の環境指標を設定しています。毎年度、環境審議会において進捗状況を評価しています。令和4年度の進捗状況は以下のとおりです。

【環境指標の進捗状況評価】

- | | |
|--------------------------------|------|
| A 順調に進捗している（進捗状況が概ね8割以上） | 3 指標 |
| B ほぼ順調に進捗している（進捗状況が概ね6割以上8割未満） | 4 指標 |
| C 進捗状況がかんばしくない（進捗状況が概ね6割未満） | 1 指標 |
| — その他（単年度での評価が困難等） | 4 指標 |

目標	環境指標	令和 11 年度 目標値	令和 4 年度 実績	評価
練馬のみどりを未来へつなぐ	練馬のみどりに満足している区民の割合	80% ※1	— ※2	—
	区のみどり施策への満足度	維持向上	70.7% ※3	B
住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ	区内の温室効果ガス排出量（平成 25 年度比）	26%削減 ※4	14.4%削減 ※5	— ※6
	区内のエネルギー消費量	16,569TJ	20,096TJ ※5	— ※6
	住宅・事業所の再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助に基づく温室効果ガス排出削減量（累計）	21,541t-CO ₂ /年	13,782t-CO ₂ / 年 ※令和 4 年度目標 14,492 t-CO ₂ /年	A
みどりあふれる循環型都市をめざして	区民 1 人 1 日あたりのごみ収集量	令和 8 年度までに 443 g 以下 ※7	456 g	B
	リサイクル率	令和 8 年度までに 25.2%以上 ※7	25.0%	A
快適な地域環境をつくる	区内の都市計画道路の整備率	73.2% ※8	51.9%	B
	管理不全な空き家およびいわゆるごみ屋敷に対する指導棟数	260 棟	130 棟	C
	雨水流出抑制対策量（累計）	令和 19 年度までに、対策量 725,000 m ³ ※9	601,016 m ³	A
	つながるカレッジねりまの「みどり」「環境」分野の修了者数（累計）	400 人	39 人	B
	環境作文コンクールへの作品応募数	1,100 作品	事業廃止	— ※10

※1 練馬区みどりの総合計画（平成 31 年 4 月）に基づく令和 30 年度までの目標値

※2 みどりの実態調査において 5 年ごとに調査される項目（令和 3 年度に実施）
令和 4 年度は調査対象外年次

※3 区民意識意向調査において毎年調査。

※4 平成 28 年 5 月に国が策定した「地球温暖化対策計画」に基づく令和 12 年度までの目標値

※5 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が算定し、翌々年度末に実績値が確定するため、令和 2 年度の実績

※6 単年度での評価が困難なため評価対象外

※7 練馬区第四次一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 3 月）に基づく令和 8 年度までの目標値

※8 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（平成 28 年 3 月）、第 2 次ビ

- ジョン戦略計画に基づき令和 5 年度までに着手する路線の完成時
- ※ 9 練馬区総合治水計画（令和 3 年 3 月）に基づく令和 19 年度までの目標値
 - ※ 10 事業廃止のため評価対象外

3 練馬区環境基本計画 2023 の策定

2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者と協働して総合的な環境施策を展開するため、令和 5 年度に練馬区環境基本計画 2023 を策定します。